

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事概要）

（開催要領）

日時 平成 26 年 4 月 25 日（金） 19:00～19:30

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<渋谷区>

奥野 渋谷駅周辺整備課長

鎌田 都市基盤整備担当課長

<東京都>

山本 東京都知事本局国家戦略特区推進部長

<事務局>

川本 内閣官房地域活性化統合事務局長

富屋 内閣官房地域活性化統合事務局長代理

藤原 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

（配付資料）

○自治体提出資料

○国家戦略特別区域を定める政令

○国家戦略特区の指定に当たっての留意点及び当面の進め方について

（国家戦略特別区域諮問会議有識者議員提出資料）

（議事概要）

○藤原次長 大変夜分に申しわけございません。「国家戦略特区ワーキンググループ」の自治体からのヒアリングということで、渋谷区の方々、奥野課長、鎌田課長においでいただいております。よろしくお願いいたします。

大変急にお呼びいたしまして本当に申しわけございません。若干の経緯、趣旨を簡単に

申し上げますけれども、後でまた八田座長からお話があると思いますが、国家戦略特区につきましては、政府の成長戦略の中でも大変重要な位置づけをいただいているのですけれども、昨年秋の臨時国会で法律が成立いたしましたして、1月から諮問会議というところで4回の審議を経まして、先月の28日に総理から、東京都、神奈川県、成田市の東京圏を含みます6つの地域と、それから、それぞれの特区でのやるべきことということで区域方針というものを発表させていただいたわけでございます。

その後、所要の手続を経まして、お手元に配付してございます、これは付箋がついていますが、きょうはそういった形で政令制定をさせていただきました。東京都の指定範囲につきましては、そこに書いてございますように、まさに渋谷区を含めました9区とさせていただいたのですけれども、その制定に当たって、ちょうど青い付箋がございますが、ここに諮問会議の民間議員の先生方、八田先生は諮問会議の議員も兼ねられていますけれども、その方々全員の連名でこういった形での資料を出されているところでございます。

東京都の指定範囲につきましては、都の全域を指定すべてという文脈で書かれておるわけですが、4つ目のポツにございますが、区のヒアリングを早急にするべきだという旨のお話がございます。そういった流れの中で今回ヒアリングの運びになったということで御理解いただければと思っております。

きょうの議事ですが、資料と議事内容を先ほど座長の指示もございまして公表の扱いとさせていただきたいと思うのですが、その点、よろしゅうございますか。

○鎌田課長 はい。

○藤原次長 そうしましたら、八田座長からよろしく願いいたします。

○八田座長 どうもきょうはお忙しいところを急にいらしていただきまして、ありがとうございます。私、座長の八田でございます。

今度の国家戦略特区というのは、従来の総合特区と違う面がございます。総合特区は地域振興という側面が重要な要素だったのですが、今回の国家戦略特区は成長戦略の一環として国が主導でやるということであります。その結果、東京圏が選ばれたわけですが、選ばれる前に昨年の暮れに通った特区法に、特区に選ばれたところではこういう法律の適用除外を受けることができるとか、あるいはこういう政令が指定できるとかというようなことが書いてあって、そういうことを前提に皆さん自治体の方たちは手を挙げてくださいますということもしまして、多くの提案の中から幾つか選ばれました。

東京圏とか大阪圏だとか、大きいところは基本的には都道府県が中心ということで、大阪、兵庫、神奈川などはそうなっているのですが、東京の場合には9区でやりたいということでした。

そうすると、元来のあり方としては、個々の区からヒアリングをさせていただいてから区域方針を決めるというのが筋なのですが、今回いろんな時間的な都合でそこがうまくいかなかった。それでタイミング的に多少ずれましたけれども、ぜひとも区御自身の

お考えを伺いたいと思ってお呼びした次第です。

特に最初に伺いたいことは、渋谷区さんが初期メニューのうちどれを活用される御予定かです。ピンクのタブがついているのが東京圏の区域方針が書いてあるのですが、ここに東京圏でやるべきだと政府決定で書かれているものが「4. 事業にする基本的事項」というものがございます。これがいわゆる初期メニューというものの中から東京都が選ばれたものなのです。この中で渋谷区さんとしては、特にどれをやろうと考えていらっしゃるか、その辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。それから将来において区域会議でいろいろな提案をなさることができると思いますから、そこのところもし時間があればお話しいただきたいと思います。

○奥野課長 ありがとうございます。そうしたら、渋谷区のほうから、渋谷区が今まさに開発が駅の周辺で動いているわけですけれども、多少ほかの地域と違う要素もありますので、簡単にその部分のお話をさせていただいた後に、今、座長のほうからお話があった内容についてのお話をさせていただきたいと思います。

お手元に配付させていただいている A3 判のカラーの動向図をまずごらんください。実は今渋谷駅周辺では、大きく 5 街区で開発が行われております。そのうち①のヒカリエについては既に 24 年の 4 月に開業しているのですが、それ以外の 4 街区につきましては、ほぼ同時進行で開発が進んでいる状況でございます。真ん中にありますのが駅街区で JR とメトロと東急電鉄さん、鉄道事業者さんが開発をしているものになります。向かって③のところ、これが東急プラザのビルになりますけれども、これは一部地権者を入れた再開発事業で今事業が進んでいます。あとは④のところは東横線の跡地になります。こちらにつきましても一部地権者を含んだ事業で進んでいるということになります。今お話しした 3 街区につきましては、ほぼ同時進行で事業、手続が進められておりまして、昨年 6 月に特区の都市計画決定をして事業が進んでいるということになります。

残った 1 つの街区、⑤のエリアが桜丘というところで、こちらについては若干 1 年おくれで、こちらは再開発事業なのですが、地権者が 64 名ぐらいいるところで、昨年 12 月に特区の提案をさせていただきまして、こちらも予定どおり進めばことしの 6 月に都市計画決定になるというような形で動いております。

こういった事業を区のほうでも誘導すべく、本日、冊子のほうでお配りさせていただいているまちづくり指針というのをつくりまして、こちらで区の上位計画を示して開発を誘導しているという形になります。その指針をつくるに当たっては、当然行政あるいは地元の地域住民、まちづくり協議会とか町会を含めて会議を重ねてまとめてまいりました。大きな会議の母体になっているのが、まちづくり調整会議というのがありまして、座長に、きょう名簿をお配りさせていただいておりますが、森地先生や内藤先生に入っていて会議を進めておるといようなことになっております。

このように、渋谷の開発が行われているわけですが、当然事業者のほうには、この指針に合った内容の開発をお願いしておりますので、事業者が進めたいと思っていることは基

本的に区もそういう方向で考えているということになります。

それでは、早速、先ほど座長のほうからお話がありました項目、こちらの区域方針のところに出ている基本的事項の内容について、区がやりたいと思っていることの内容についてお話しさせていただきます。

今回、この区域方針について意見照会が先日ございまして、本日、配付させていただいている資料の中に A4 のホチキスどめしてあるものがあると思います。この区域方針について、大きな項目、その他を入れて5つあるわけですけれども、1つ目の都市再生・まちづくりの部分と、雇用・労働の部分に関して区のほうで意見を出させていただいております。それが2枚目になります。

こちらのほうについて、区のほうで意見を述べさせていただいているので、その内容を簡単に説明してまとめているものがカラー刷りのものになります。

○八田座長 先ほど意見照会があったというのは。

○藤原次長 事務局のほうから、これは法律上御意見をいただいてから指定するという形になっていますので。それから、区域方針のほうも意見をいただいて決定する。法定手続きでございます。

○八田座長 わかりました。

○奥野課長 まず、都市再生・まちづくりの部分についてですが、こちらは区のほうで考えておるものについては、今そちらに書かせていただいておりますが、渋谷というのは御承知のようにファッションとか、デザインあるいは演劇ミュージカル等を含めて、あるいは IT 産業も含めてですけれども、集まっているわけですが、その中でも特にファッションなどは間違いなく世界の最先端を行っていると思っております。そういったものを区としても、今後ますます、施設等を含め整備、促進して行って、さらにそういったものを集積していきたいと思っております。

なので、そういったものに対しては、さらなる容積の緩和等を認めていただきたいと思っております。ただ、区のほうとしてはそれだけではなくて、真ん中の柱になりますけれども、そういった起業家とか、若手の起業家たちに起業するチャンスの場をぜひ与えたいと思っております。渋谷区の場合はどうしても家賃が高いという問題があります。例えばそういった育成とか起業家のための床を用意した場合、あるいはそういう企業には、固定資産税を減免して、それを事業者、会社のほうはただそれを減税されたということではなくて、家賃を低減していただいて、そこに起業家とか若手の方を入れていくとか、そういった仕組みで若手の起業家が新しいことを起こして、何かできた場合にはそれを発表する場を提供する。先ほど申し上げたように渋谷では、幾つか開発がありますので、各街区が連携して、起業家が発表できるステージを用意する。それがすごいいいようであれば、さらに上のステージというような形で、場の提供というのもできていくのではないかと考えております。まずは起業家とか若手の方に活躍する場を設けるためにも、こういったことができないかというのを考えております。

もし、こういうのがうまく機能すると、結果的に一番右にある高度人材、こういった人材の世界で一流と言われるような方たちも、触発されてどんどん渋谷のほうに出てくるというような相乗効果が生まれてくるのではないかと考えております。

1枚めくっていただきまして、同じく都市再生、まちづくりの中のまちなかの賑わいの創出というところに関してですけれども、こちらの中で渋谷区としては先ほど申し上げた指針の中でも、人の動線とか結節点に多彩な憩いとか、たまれる空間をさらにつくっていきたいと思っています。今、渋谷の駅の周辺には、実際ハチ公広場はあるのですけれども、それくらいしかないというのが現状で、駅前の空間を使おうと思っても限られているので、できればそこを多層にわたって使えるようなことができないかと考えております。

そのうちの1つの考え方として、例えば歩行者天国の道路の利活用というようなことで、ここは今歩行者天国、銀座の例が出ているのですけれども、例えば渋谷のスクランブル交差点を歩行者天国にして、渋谷は文化も発信していきたいと思っていますので、スクランブル交差点をホコ天にして、盆踊り大会を大々的にやるとか、そんなようなことが簡単にできるような形にならないかとかというようなことも区としても考えておりますし、先ほど言った安全はもちろんのことなのですけれども、多層にわたって広場、渋谷の駅周辺を使おうと思うとどうしても道路法の道路占用の話が出てきてしまいますので、そこを何とか緩和をして、多層にわたる駅前で広場、空間を確保して、そこでイベント等ができるような形にならないかというようなことも考えております。

あと渋谷のスクランブル交差点を見ていただくと、あそこには大型ビジョンとか屋外広告物等がいろいろあるわけですけれども、これはなかなか実際問題としていろいろな制限等があります。ぜひ渋谷としては、先ほど申し上げたように、世界にいろんな情報を発信していく中で、地域の文化の発信もしたいですし、あるいはそういった大型ビジョン等を使って、場合によっては災害時に駅のところに帰宅困難者が大量に集まってきますので、そういった対策としても大型ビジョンが使えるのではないかと考えています。そういったこともぜひ実現していきたいというように思っております。

もう一枚めくっていただいて、最後がやはり同じ都市再生・まちづくりのところの外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供ということで、こちらは今ある開発の中で外国人向けのサービスアパートメントを考えている開発というのも1つありまして、ただ、これはどうしても旅館業法が適用になってしまいますと、登録が必要であるとか、あるいは旅館業法で不特定多数の人が使うという話になりますと、どうしても規制のほうが少し厳しくなってしまうので、こういったサービスアパートメント等を使う場合には、旅館業法の適用が緩和できないか、そういったようなこともぜひ検討していただければと思っております。

○鎌田課長 今のサービスアパートメントのところで補足させていただきますと、ビジネスで街を訪れる方にも渋谷の街を楽しんでいただきたいというような話の中で、ホテルよりももう少し期間が長いだけでも、そこまでずっと住み続けるというわけではないよ

うな方、そういった方にもある程度楽しみといったものを与えていきたいと考えています。こういった何らかの旅館業法の適用緩和を受けさせていただいて、もう少し使い勝手がいのようなものというのができないかなというところも考えております。

あとは1枚戻っていただくと、多層な積層したイベント広場というお話が先ほどありましたが、どうしても渋谷の駅前だと土地がなかなかないというところもございます。平面ではできないことを多層階によって実現したい。どうしてもそういった形になると、道路上を使わざるを得ない。ただ、実際道路法の縛りなどもありますとなかなか難しいというような話もございますので、そういった道路法の占用の緩和などをしていただけると、道路の上に広場があって、その上で渋谷の文化ですとか、日本の文化を世界に向けて発信したりですとか、情報を発信したりですとか、そういったことができるのではないかと考えています。

また、ハチ公広場なども広場としてあるのですけれども、どうしても人の動線などがありまして、小さい規模のイベントなどは今でもやったりしているのですが、もう少し大きなイベントなどはなかなかしづらいというような話もございます。やはりいろんな情報発信というような話の中では、少し目立つところでやることによって、いろんな文化ですとかファッションなどの話ですとか、そういったことなどがいろんなところに、世界に向かって発信できるのではないか。今のスクランブル交差点は結構外国人の方が来て写真を撮ったりしているのですけれども、そういったところで世界の方々からも注目を浴びていますので、色々な意味で情報発信していけるのではないかと考えています。ぜひそういったものを実現させていただければと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から伺う前に確認をさせていただきたいことがあります。先ほど多層の広場をつくりたいということをおっしゃったのですけれども、下は普通の広場でしょうけれども、上はひさしみたいなものなのですか、半分のものなのですか。それともちゃんと塞がっている広場なのですか。

○鎌田課長 例えば2階とか3階位の高さにデッキのようなものを張らせていただいて、下は歩道空間のような、ペDESTリアンデッキよりももっと広いようなものということを考えています。

○八田座長 その場合に、現在の法律では障害になっているものは何なのですか。

○鎌田課長 道路法上では、上をペDESTリアンデッキみたいに板を張らせていただこうとする際に、そこを広場空間として主に利用していきたいと考えているわけですが、その際に、道路の占有ということでは、今、広場というのがその道路法の中に明記されていないというような状況です。

○八田座長 公園ならいいですね。下が道路で、人工地盤をつくって、公園ならこれは許されていますね。六本木ヒルズのように。

○鎌田課長 公園もあるとは思うのですけれども、どうしても広場みたいな形で、そこで

イベントをして、そこから情報発信をしていきたいというところがございます。

○八田座長 これには法律制限があると。

○奥野課長 通路とかは認められているのですが、例えばイベントをするというのは基本的には認められていない。

○八田座長 それは今回のうちの特区の規制緩和でもできないのですね。今度、エリアマネジメントに関する、例えば広告や何かが随分前よりはやりやすくなった。

○鎌田課長 いただいたこちらの中では我々のほうでも読み解くことができなかつたので、今回こういった形で特出しをさせていただいております。

○八田座長 これはこれから新しくということですね。わかりました。

それでは、委員の方から御質問をお願いします。

○原委員 先に、これは確認ですけれども、お話いただきました3枚紙のペーパーは、東京都さんとは相当程度議論を重ねられてきているものなのではないでしょうか。あるいはこの時点で新しくこれから議論していきましょうということなのか。例えば固定資産税の減免の話などというのは東京都さんと恐らく相当調整しないと進まない話なのかなと思いますけれども、どんなステータスのお話と理解したらよろしいですか。

○奥野課長 今回は国のほうからだったので、説明するこの中身については特に東京都さんと今調整しているものではございません。

○原委員 東京都さんとこれまで御提案をいただいていた提案文書をつくる中でこの議論をされてきたとか、そういうことではないわけですね。

○鎌田課長 我々のほうでも東京都さんからいろいろ情報などは伺っているところではあるのですけれども、直接的に我々と東京都さんのほうでこういった議論というのはしていません。ただ、東京都さんからは、開発事業者の東急電鉄や東急不動産を呼びヒアリングをしたということは、お聞きしています。

○奥野課長 そういふところでの項目で似通ったところはあるとは思いますが。

○原委員 なるほど。だから、東急電鉄さんのほうから大体同じようなお話を東京都さんに持っていかれて、そこで取捨選択されたということですね。

○奥野課長 そうですね。特に東急電鉄がということよりも、先ほど申し上げたように、区のほうでこの指針をつくって、この中身に合うように事業者とも協議しながら開発を進めてきています。

○八田座長 都ですか、区ですか。

○奥野課長 区のほうでこれをつくっています。

○鎌田課長 もともと区のほうで緊急整備地域、この赤い枠で囲われた地域につきまして、こういったまちづくりのルールみたいなものをつくりましょうということで、このルールに基づいて開発事業者さんに開発していただいております。そういった中でこういったこともできればいいよねというような協議はしております。

○奥野課長 この指針に基づいているということは、区のやりたいことでもあるという認

識でいただいて結構だと思います。

○原委員 いろいろな具体的な御提案もいただいていますから、ぜひこれから特区を具体化していく中で、こういったことも検討課題にしてぜひやらせていただければと思うのです。

もう細かいところはきょう、30分の時間の中でやっても仕方がないとは思いますが、旅館業法の適用緩和のお話は、旅館業法自体は今回の特例措置で相当程度いけるのではないかと理解しているのですけれども、これは何かそれ以上に日数をもう少し減らすとかということですか。

○奥野課長 特にそういうことではないのですけれども、もともとある初期メニューで対応可能ということでしょうか。

○原委員 これは法律の条文で外国人の滞在に対応したと書いてはいますがけれども、別に外国人専用ということでは必ずしもないので、サービスアパートメントが外国人も滞在できるようなものであるとすれば、多分適用されるという理解でよろしいですか。

○鎌田課長 そうすると、我々のほうでこちらで書かせていただいているのは、資料の中に入っている社会福祉施設の提供というところでほぼほぼ対応は可能なのではないかとということですか。

○八田座長 活用していただいて、特区であることがメリットになるということですね。わかりました。

あとは秋山委員、ございますか。

○秋山委員 時間も限られておりますので、ヒアリングで質問というよりはコメントとかお願いみたいな形ですけれども、今回、国家戦略特区というのが本当にこれまでのものと違って、すごく乱暴に言うと、どんどんやりたいというコンセプトとか思いで私もこれまでずっと進めてきたものなのです。

ですから、今お話しいただいた中で、例えば最後の雇用・労働のところ、クリエイティブコンテンツ産業の人材という部分で、もともと今ある制度というのは高度人材に関してはポイント制度を見直しながら入り口を広げていくということが進められてはいるのですけれども、本来的に、例えば渋谷区のような地域でもっともこの産業が発展するために入ってきてもらいたい人材がどういう形でいらえたら本当は一番いいのかというところから考えたときに、何が何でも無理やりポイント制で片づけられない部分というのは必ず出てくると思うのです。そういったところは、実際こういうニーズがあるから、今、制度はないけれども、こういうことはやりたいというような形の御提案をぜひ挙げていただきたい。それが本当に新しい規制緩和につながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

○八田座長 何かございますか。

○原委員 大変ありがとうございました。急な御検討をいろいろお願いしてしまっている状況になっていて本当に申しわけない状態なのだと思うのですが、これは渋谷区さんに対

して申し上げるわけではなくて、やはりこういう議論を本来東京都さんと渋谷区さんで先にしっかり議論した上でされたらもっといい提案だったのだろうなと思います。

○八田座長 東京都が出される案がもっとよくなり得たかもしれませんね。

これはもう時間がないのに申しわけないけれども、ついでに一言申し上げます。提出された紙ではベンチャー企業などを入れる方法として、今は固定資産税の減免とか、ひょっとしたら容積率の緩和とか、割と建築系の建てることの優遇策が提案されています。むしろ直接、一種のファンドの提供みたいに公的にある程度のいいところにはお金をちゃんと投資して、成果が上がれば配当をもらうということにはいかがでしょうか。事業者としては、ある程度官によるインフラ整備などに関する不安があるからやりにくいというときに、ちゃんと時間どおりでやってあげれば事業者ももうかるし、官の方ももうかる。でも、計画どおりいかなかったら、官は投資したけれども、インフラ整備が間に合わなかったのだから諦める。そんなようなものをやるともっと直接的だろうと思います。この面での工夫もあっていいのではないかと思います。

それでは、本当にお忙しいところをどうもありがとうございました。これからもまたいろいろと一緒にやっていきたいと思います。